様式第4号(第7条関係)

公民館利用取消通知書

|  |
| --- |
| 年　　月　　日  　　　　　　　　　様  身延町公民館(分館)長  　　　年　　月　　日付けによる公民館の利用許可は　　　　　　　　　　によりこれを取り消す。 |

　この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に身延町教育委員会に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この決定があったことを知った日（身延町教育委員会に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する身延町教育委員会の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町教育委員会となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。